

●規程改正案の概要

要 旨	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に鑑み、「勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」等の一部改正を行う。
内 容	<p>1 改正する規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 ・ 非常勤嘱託等就業規則 ・ 臨時職員等就業規則 <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 介護休暇の分割取得 介護休暇取得可能期間（6月）を3つの期間に分割して取得できることとする。</p> <p>(2) 「介護時間」の創設 介護休暇とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる制度を設ける。 これに伴い、非常勤嘱託等就業規則及び臨時職員等就業規則においても介護時間を新設する。</p> <p>(3) 子の範囲の拡大 育児を行う職員の早出遅出勤務等の対象となる子の範囲を拡大し、以下の子も対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養子縁組の監護期間中の子 ・ 養子縁組里親に委託されている子 ・ 実親の同意が得られずに養子縁組里親となれない場合の子 <p>(4) その他 規定整備（文言整理）</p>
施行期日	平成29年4月1日から施行する。

勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 新旧対照表

新規	旧規
<p>(休憩時間)</p> <p>第7条 略 2 略</p> <p>一 小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他の同法第27条第4項の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。)のある職員がその子を養育する場合</p> <p>二 小学校に就学している子のある職員が、児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第19条第3号に規定する事業における相互援助</p>	<p>(休憩時間)</p> <p>第7条 略 2 略</p> <p>一 小学校就学の始期に達するまでの子</p> <p>二 小学校に就学している子のある職員が、児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行ふ施設にその子(当該放課後児童健全育成事業により育成される者に限る。)を出迎えるために</p>

<p>活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子(各事業を利用する者に限る。)を出迎えるために赴き、又は見送るために赴く場合</p>	<p>三 第19条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する場合</p>	<p>3～5 記入欄</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p>			
<p>第10条 略</p>	<p>一 略</p>	<p>二 小学校に就学している子のある職員であって、児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第6条の2 第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設に該当する者</p>	<p>その子(当該放課後児童健全育成事業により育成される者に限る。)を出迎えるために赴く職員</p>			
<p>2～6 記入欄</p>	<p>略</p>	<p>7 前各項の規定(第3項第3号及び第4号を除く。)は、第19条第1項に規定する要介護者_____を介護する職員について準用する。この場合において、第1項第1号及び第2号の規定は適用せず、同項中「次の各号に掲げる職員が、その子を養育」とあるのは「第19条第1項に規定する要介護者_____」のある職員が、当該要介護者を介護」と、第3項第1号中</p>	<p>活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子(各事業を利用する者に限る。)を出迎えるために赴き、又は見送るために赴く場合</p>	<p>三 第19条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する場合</p>	<p>3～5 記入欄</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p>
<p>第10条 略</p>	<p>一 略</p>	<p>二 小学校に就学している子のある職員であって、児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第6条の2 第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設に該当する者</p>	<p>その子(当該放課後児童健全育成事業により育成される者に限る。)を出迎えるために赴く職員</p>			
<p>2～6 記入欄</p>	<p>略</p>	<p>7 前各項の規定(第3項第3号及び第4号を除く。)は、第19条第1項に規定する要介護者_____を介護する職員について準用する。この場合において、第1項第1号及び第2号の規定は適用せず、同項中「次の各号に掲げる職員が、その子を養育」とあるのは「第19条第1項に規定する要介護者_____」のある職員が、当該要介護者を介護」と、第3項第1号中</p>	<p>活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子(各事業を利用する者に限る。)を出迎えるために赴き、又は見送るために赴く場合</p>	<p>三 第19条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する場合</p>	<p>3～5 記入欄</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p>

「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が離婚、婚姻の取消し、離縁等により、職員の親族」と読み替えるものとする。	「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が離婚、婚姻の取消し、離縁等により、職員の親族」と読み替えるものとする。						
8 略	8 略						
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)						
第11条 略	第11条 略						
2～1.3 略	2～1.3 略						
14 前各項_____規定(第5項第3号及び第4号、第10項第3号並びに第11項第2号を除く。)は、第19条第1項に規定する要介護者_____を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、第4項で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「第19条第1項に規定する日常生活を営むのに障害がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護」と、第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、第9項で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者_____のある職員が、当該要介護者を介護」と、第5項第1号及び第10項第1号中「子」とあるのは「_____要介護者と、第5項第2号及び第10項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「_____要介護者と、第5項第3項」と、同項第1号中「ならしない。この場合において、第2項の規定による請求に係る期間と第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないように読み替えるものとする。	「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が離婚、婚姻の取消し、離縁等により、職員の親族」と読み替えるものとする。						

	15 略				
(休暇の種類)					
第15条 職員の休暇は、年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び無給休暇とする。	2 略				
(特別休暇)					
第18条 略					
(休暇の種類)					
第15条 職員の休暇は、年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び無給休暇とする。	2 略				
(特別休暇)					
第18条 略					
特別休暇の種類	事由	期間	事由		
略					
特別休暇の種類	事由	期間	事由		
略					
15 短期の介護休暇	第19条第1項に規定する要介護者 _____	略	15 短期の介護休暇	第19条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)の介護(通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話をすることをいう。)を行うため、勤務しないことが相当であると認められるとき	略
略			略		
(介護休暇)					
第19条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父					

<p>母、祖父母、兄弟姉妹、孫並びに職員又は配偶者との間ににおいて事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間ににおいて事実上子と同様の関係にあると認められる者で理事長が別に定めるもので負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上にわたり日常生活を當むのに支障があるもの</p> <p>下この項及び次条第1項において同じ。)の介護をするため、理事長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>母、祖父母、兄弟姉妹、孫並びに職員又は配偶者との間ににおいて事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間ににおいて事実上子と同様の関係にあると認められる者で理事長が別に定めるもので負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上にわたり日常生活を當むのに支障があるもの</p> <p>の介護をするため、勤務</p> <p>しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、1日又は1時間を単位とし、前項に規定する者の各々について介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3・4 略</p>
<p>2 介護休暇の期間は、1日又は1時間を単位とし、指定期間</p> <p>内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(介護時間)</p> <p>第19条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</p> <p>3 介護時間については、職員給与規程第4条の規程にかかるらず、その勤務しない時間につき、職員給与規程第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額す</p>

の事由を確認する必要があると認めるとときは、医師の診断書その他証明書類の提出を求めることができます。	の事由を確認する必要があると認めるとときは、医師の診断書その他証明書類の提出を求めることができます。
--	--

非常勤嘱託等就業規則 新旧対照表

新	旧	
(宿日直)	(宿日直)	
第11条 前条の規定にかかるわらず、理事長は 非常勤嘱託等 に対し、宿直又は日直の勤務を命ずることができる。	第11条 前条の規定にかかるわらず、理事長は 非常勤嘱託 、 非常勤嘱託医師 、 専修医 及び 第2年次の臨床研修医 に対し、宿直又は日直の勤務を命ずることができる。	
(報酬)	(報酬)	
第16条 略 2 略	第16条 略 2 略	
3 第11条の規定により宿直又は日直の勤務を行った 非常勤嘱託及び非常勤嘱託医師 には、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)に定める宿日直手当に相当する額を報酬として支給する。	3 第11条の規定により宿直又は日直の勤務を行った 非常勤嘱託 を行った 非常勤嘱託医師 には、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)に定める宿日直手当に相当する額を報酬として支給する。	
4~9 略	4~9 略	
別表4(無給休暇 第15条関係)	別表4(無給休暇 第15条関係)	
休暇の種類	期間又は取得基準	備考
略	略	略
介護休暇	一般職員の「介護休暇」の例による。ただし、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間におい、て連続する93日(当該状態となつた日年121日以上であること。	次のいずれにも該当する者に限る。 ①勤務日が週3日以上又は年121日以上であること。 一般職員の「介護休暇」の例による。ただし、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間におい、て連続する93日(当該状態となつた日年121日以上であること。 ①勤務日が週3日以上又は年121日以上であること。

	<p>前において当該非常勤嘱託等が当該要介護者について介護休暇を使用したことがある場合には、93日から要介護者の各々につき、当該要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、初めて介護休暇の承認を受けた期間の初日から最後に承認を受けた末日までの日数を合算した日数を差し引いた日数)の範囲内の期間とする。</p> <p>取得単位は1日単位とする。</p>	<p>②引き続き在職した期間が1年以上であること。 ③介護休暇の期間の初日から93日を経過する日を経て引き続き在職することが見込まれること。(当該日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。)</p> <p>取得単位は1日単位とする。</p>
介護時間	一般職員の「介護時間」の例による。	

別表6(第16条関係)

別表6(第16条関係)

休暇の種類	期間又は取得基準	備考	休暇の種類	期間又は取得基準	備考
略			宿直又は日直 に対する報酬	20,000円/回 ただし、1回の宿日直勤務時間が5時間未 満の場合、10,000円	第2年次研修医師のみ ただし、1回の宿日直勤務時間が5時間未 満の場合、10,000円
宿直又は日直 に対する報酬	20,000円/回 ただし、1回の宿日直勤務時間が5時間未 満の場合、10,000円	略	宿直又は日直 に対する報酬	20,000円/回	第2年次研修医師のみ
略			略		

臨時職員等就業規則 新旧対照表

新	旧
別表2(第15条の2関係)	
別表2(第15条の2関係)	
休暇の原因	承認を与える期間等
略	備考
介護時間	一般職員の「介護時間」の例による。 短時間臨時職員を除く。